

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和８年度第１回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和８年６月２９日（月）午後２時から午後４時４０分まで
開催場所	市役所７階　大会議室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：岩崎会長、村平委員、内田委員、古田委員、中村委員、 大矢委員、岡本委員、芹澤委員、木村委員 欠席委員：大野委員 事 務 局：中村総務部長、井手上企画財政課長、宇佐見主幹、早川主任、 伊藤市民協働部長、竹井協働安全課長、今枝統括主査、 犬飼主任、植手主任
会議の議題	(１) 岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について (２) 岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている □その他（　　　　　　　　　）
会議に提出された資料の名称	・第１回審議会次第 ・【資料１】岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 ・【資料２】岩倉市自治基本条例の推進状況 ・【資料３】市民参加手続の状況等 ・【資料３－１－１】令和７年度実施状況（策定又は変更） ・【資料３－１－２】令和７年度実施状況（既存計画の評価） ・【資料３－２－１】令和８年度実施状況（策定又は変更） ・【資料３－２－２】令和８年度実施状況（既存計画の評価） ・【資料４】協働の取組状況シート（令和７年度実施事業） ・【資料５】岩倉市市民参加条例の推進状況 ・（別紙）市民活動助成金交付団体 ・【資料６】協働の取組状況個別シート
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	議事録作成者　早川・植手

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議事

（１）岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について

【資料２ 第10条】に基づき、宇佐見企画財政課主幹より説明

会 長：出前講座の参加者が増えた理由は何か。特に市民の関心が高い講座があったのか。

事務局：令和7年度に県立岩倉総合高校の全校生徒を対象に防犯講座を行った。生徒が700人いたため多くなった。その他の出前講座は10～20人程度の規模であった。

会 長：広報・市政eモニターの男女比、年齢構成はどうか。

事務局：令和8年度の登録者は90人であり、男女比は男性30人、女性60人である。年齢構成は、20代7人、30代24人、40代25人、50代17人、60代11人、70代6人である。

委 員：広聴について、意見に対する対応はどのようにしているか。

事務局：「市民の声・私の提案」については、市民全体に関係する内容のものは、名前を伏せたうえで、意見・提案とそれに対する回答をホームページで公開している。行政区からの要望は、区長会等で状況を報告している

委 員：対応に時間を要するものもあると思うが、回答を先送りにせず、その旨を回答してほしい。

委 員：広報・市政eモニターの意見への回答も行っているのか。

事務局：行っている。アンケート結果も公表している。

委 員：ホームページのリンクがないのは改善提案ではなく不具合である。担当者が責任をもってチェックするべきである。

事務局：このような指摘を受けないように取り組んでいく。

委 員：広報・市政eモニターの登録手続きはどのように行っているか。

事務局：年度当初に広報紙やSNSで募集をして、応募してもらっている。

会 長：令和6年までの審議会での主な意見「マルチパートナーシップ型事業について、企業、住民、行政が連携したまちづくりが成果として現れてくると良い。」とあるが、2年たってどのような状況か。

事務局：マルチパートナーシップ型事業の進捗は分野ごとに偏りがある。官民連携事業研究所と包括連携協定を締結し、官民連携で取り組むべき課題の洗い出しを庁内で行っているところである。

会 長：これまでのマルチパートナーシップ事業の事例はどのようなものがあるか。

事務局：例えば、桜の倒木を活用した「さくらマイボトル岩倉五条川」の取組がある。また、民間同士では食品加工工場から出る卵の殻を石塚硝子株式会社が材料として活用するといった取組がある。

会 長：PPPなどだろうか。

事務局：庁内で民間活力活用推進委員会を組織している。民間資金の活用としてはネーミングライツを実施したり、民間委託等の検討を行っている。

会 長：他の自治体では、民間資金を使って学校校舎の建て替えを行うなどの例がある。民間企業が参入する条件は厳しいが、参入しやすくするような姿勢は必要である。特に福祉の分野（介護保険事業）で民間の力を活用しなければ立ち行かなくなることが予想される。マルチパートナーシップ型事業は今後一層必要になってくるだろう。

【資料2 第12条】に基づき、宇佐見企画財政課主幹より説明

会 長：市民討議会は具体的に進んでいるのか。

事務局：11月と12月に2回実施する予定であり、それに向けて準備を進めている。参加者は住民基本台帳の18歳以上の者から無作為で2千人を抽出して募る。

委 員：進展があったことは喜ばしい。ただ、これまで本審議会で意見を述べるだけでは動きがなかったため、各所に働きかけてようやく形になった。本審議会の意見だけでは進展がなかったことは残念に思う。本条例を最高規範としていながら、議会と執行機関のそれぞれが動くことができず、市民が置いていかれる構造となっていることが重大な問題である。

会 長：予算化したことに対する議会の反応は。

事務局：特に反対意見などはなかった。自治基本条例で定められていながら住民投票条例が制定されていないといった課題があることは共有されていたため、理解していただいた。

委 員：議会と執行機関の両方の立場を理解した仲介者がいないと動けない。市民が仲介者となって本気で働きかけなければ動かないことは、残念なことでもあり希望でもある。

会 長：本審議会でも求め続けたことが、前進するためのエンジンとなったと思う。首長も議員も選挙で選ばれており、それぞれが市民の代理人であるため、執行機関と議会を議論させる機会を作る必要があったが、それができなかったことも膠着した要因である。

委 員：市民討議会は、初めから住民投票の是非について話し合うのか。

事務局：2千人から抽出した参加者のほとんどは、住民投票のことを理解していないと思われる。1日目は住民投票とは何かという勉強から行う。2日目はどういった課題があるのかを考え、最終的に住民投票制度への意見をいただくような流れである。

委 員：市民討議会の意見が反映されて、住民投票のあり方も変わることがあるのか。

会 長：市民討議会で何かを決めるものではないが、意見は参考になると考える。

事務局：市民討議会での意見に必ず従わなければならないものではなく、参考にさせていただくものである。

委員：以前、住民投票の結果が尊重されなかったという報道があった。住民にとって無意味な投票になるのではないか。

会長：住民が決めたことは尊重すべきであるという意見が勝つのか、あるいは、尊重はするが選挙で選んだ首長や議員がいるのだから、住民投票は第3の意見として聞いてもらうものなのか、尊重のレベルは討議会を開いてみないとわからない。

委員：岩倉市自治基本条例が制定されたときには住民投票は当然必要だという流れだったが、住民投票が市民の分裂の原因となつてはよくないという考えからトーンダウンしている。また、自治基本条例では岩倉に通っている人や外国人も市民と定義しているが、投票権の範囲をどうするかも議論の焦点である。最終的には市民が責任を取るものである。

会長：市町村合併の住民投票では、中学生から投票権を与えるものもあった。

委員：市民討議会が市民の分断を煽るようなものとならないでほしい。

会長：市民の分断を広げないように注意を払う必要があるが、一方でみんなが同じ方向を向いていたら討議にならない。論点が多岐にわたり大変だが、ゲーム感覚でやってもらうのもよい。イエスかノーかの意見を変えていくことが討議会である。結果を注目していきたい。

【資料2 第19条】に基づき、宇佐見企画財政課主幹より説明

会長：要綱や要領などは整理されているのか

事務局：新規制定改廃等があれば更新しているが、見やすい形にすることはまだできていない。

委員：電子ファイルになっているのか

事務局：ホームページから見るができる。

委員：電子ファイルならば人の手で整理しなくてもAIで整理できるのではないか。

事務局：現状は課ごとで整理されている。補助金の関係、子育ての関係といったカテゴリーで整理した方が見やすいと思うが、まだできていない。条例・規則の下に要項・要領があると見やすいが、それもまだできていない。

会長：例えば子育てに関することなどで検索すると関連するものが出てくるようなことはできるだろう。ぜひ検討してほしい。

委員：AIを使って検索すると、条例が出てくるような仕組みはあるか。

事務局：ホームページにAIチャットボットがある。条例などうまくやり取りできるかはわからないが、良い仕組みが構築できるよう検討したい。

【資料2 第20条】に基づき、宇佐見企画財政課主幹より説明

会長：委託契約の弁護士に通報者が連絡することもできるのか。

事務局：可能である。公益通報の窓口は組織内部にある。通報を受けると調査を行うという仕組みはあるが、内部に通報するとみ消されてしまう恐れがある場合は外部に通報することもできる。

会 長：最近はカスハラ対策を条例化する自治体が増え始めた。このような条例を作るべきと意見することも本審議会の役割である。

（２）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

【資料３】～【資料３－２－２】に基づき、今枝協働安全課統括主査より説明

会 長：過去の市民討議会では、何をテーマに実施したのか。

事務局：旧学校給食センター跡地の利用と、第５次総合計画の策定時に実施した。

会 長：政策提案制度で直近に実現したものは何か。

事務局：市民の花として「さくら」の提案があり、桜を市民の花木とした。

会 長：市民委員登録制度について、アンケートを実施する際に登録案内を同封しているのか。

事務局：同封している。

会 長：令和７年度は３つのアンケートを実施したが、市民委員に登録した人は何人いたか。

事務局：令和７年度の新規登録者は１７人である。すべてのアンケートに同封しているわけではなく、令和７年度は男女共同参画に関するアンケートに同封した。このほか、ホームページや広報紙でも募集している。

委 員：市民委員として登録し、実際に活動できる方がどれくらいいるのか、状況は把握しているのか。

事務局：登録者には２年ごとに文書を送付して継続の意向を確認している。継続しないという回答があった方については、登録を削除する取り扱いとしている。

委 員：登録者の年齢層は分かるか。

事務局：令和６年度時点では７０代が最も多く、次いで４０代、その次が６０代となっている。男女比はおおむね男性６・女性４の割合である。

会 長：市民討議会で託児を実施したことはあるか。

事務局：第５次総合計画策定時の市民討議会では託児を実施した。

会 長：参加しにくい方を補える仕組みが必要である。例えば託児もその一つであり、市民討議会のように日当を支払い参加を促す方法も考えられる。外国籍の方が参加する機会が少ないことは、根本的な課題として残っている。

委 員：パブリックコメントの全体的な件数が増えている。また、計画によっては意見が多く挙がっているものもあるが、その要因として考えられることはあるか。

事務局：策定する計画の本数が多ければパブリックコメントも多くなる傾向がある。また、第５次総合計画や都市計画マスタープランのように、最上位に位置づけられる計画や、まちづくり全体の大きな枠組みとなる計画については、市民の関心も高くなるためではないかと感じている。

会 長：パブリックコメントの件数は、１人が複数件出した場合もそれぞれ１件として数えるのか。

事務局：延べ数であり、1人が複数の意見を出すこともあり得る。資料3-1-1に詳細を記載しているが、例えば第5次総合計画では、5人から43件の意見が出された。

会 長：総合計画と都市計画マスタープランの関係について、総合計画を図面に落とし込んだものが都市計画マスタープランと認識している。もしそうだとすれば、両者でコメント件数も意見を寄せた人数も大きく異なるのはなぜなのか。

事務局：総合計画とマスタープランは策定期間が重なるため整合を図って進めている。件数の差には、その時々の方々の市民の関心の違いなどが影響しているとも考えられる。

会 長：会議自体はどれも公開しているものの、傍聴者は少ない。議会の傍聴者はどのようなか。

事務局：議会は、議会サポーターという制度があり、その方たちが傍聴している。また、最近是一般質問などで傍聴に来る方が見られ、着実に増えている。

会 長：傍聴者がいると緊張感が生まれるため、傍聴者がいることの意味は大きい。

委 員：ほっと情報メールや市公式LINEなどで、どの日に誰が一般質問を行うのかという日程が周知されている。

委 員：Instagram「いわくら日和」の開設は、市民参加と関係があるのか。

事務局：市民の愛着醸成と、シティプロモーションに市民の方にも一緒に関わってもらう取組である。市民がまちなかで岩倉のよい風景を撮影してInstagramに投稿するもので、これも市民参加の一つと考えている。

委 員：Instagram「いわくら日和」の投稿の際のルールを徹底することで、市側が投稿を探しやすくなる。

会 長：市民に会議の傍聴を促すことは難しい。会議の案内も、開催を知らせるだけでなく、その計画の課題や、何を改善しようとしているのかを一文添えれば、聞いてみようという人が増えるのではないかと。お知らせの仕方を工夫し、関心を持ってもらうことが何より重要である。

会 長：会議は原則公開だと思うが、会議の公開・非公開の取り扱いについてトラブルになったことはないか。

事務局：特になし。

委 員：いかに30代・40代に興味を持ってもらうかが大きな課題である。インターネットやSNSで興味を引く話題を入口として提供し、関心を引き上げていけるか。見て楽しいと思えるものでなければ見てもらえない。30代・40代に岩倉の将来を考えてもらうため、どう関わりを持ってもらうかが最大のテーマだと感じた。

会 長：参加は本来自発的なものであり、「参加しなければならない」という負担になってはいけない。まずは「こういう会議でこういうことを議論する」という情報を示し、関心を持った人が参加する、そこから始めてはどうか。

参加という観点からは、小・中・高校生に可能性がある。例えば、平日昼間の会議に、高校生に授業の一環として参加してもらうことも考えられる。将来の市民が市政に関心を持つよい機会になる。

会 長：本日の審議はここまでとする。

5 その他

次回日程 7 月 10 日（金）午後 2 時から 市役所 7 階第 2・3 委員会室